

本資料の位置付け

「砂防基本計画策定指針（土石流・流木対策編）」（以下「指針」という。）については、平成 28 年 4 月 21 日付で改定が行われ、水管理・国土保全局砂防部砂防計画課長、保全課長名で、各地方整備局河川部長、各都道府県砂防主管部長等へ通知されたところである。

本資料は、通知された指針に、解説ならびに参考となる資料を加えて、国土技術政策総合研究所資料としてとりまとめたものである。

※本資料では、指針に当たる部分を箱書きに、その解説に当たる部分を「解説」として記載している。また、これに加えて、指針を用いる際に参考となる資料を「参考文献」として付記した。